

自 平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日

至 平成 1 1 年 1 2 月 1 6 日

平成 1 1 年 第 1 0 回

階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成11年第10回階上町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日	平成11年12月13日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 会	平成11年12月13日 午前10時00分				議 長	荒 道 鶴 造		
及び宣告	散 会	平成11年12月13日 午前10時30分				議 長	荒 道 鶴 造		
応(不応)招議員 及び出席並びに欠席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席号	氏 名	出席等別	議席号	氏 名	出席等別	議席号	氏 名	出席等別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 惠 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 嵩	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	10	大 前 典 男	○	11	桑 原 一 夫	○	12	木 村 勝 彦	○
	13	阿 部 敏 秋	○	14	浜 谷 豊 美	○	15	平 戸 茂 雄	○
	16	松 倉 正 美	○	17	田 端 清	○	18	荒 道 鶴 造	○
会議録署名議員	11 番		桑 原 一 夫			12 番		木 村 勝 彦	
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	上 博 文			
	庶務係長	田 中 昇							
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	町 長	正部家 佑 介			助 役	中 村 禮 一 郎			
	収 入 役	伊 藤 昭 一 郎			教 育 長	山 本 雅 教			
	総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	浜 谷 義 勝			
	税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保 健 福 祉 課 長	鳩 文 男			
	農 林 課 長	高 階 繁 雄			建 設 課 長	中 村 豊 志			
	町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水 産 商 工 課 長	中 城 功			
	中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	池 田 隆			
	教 育 次 長	三 上 孝 八			学 務 課 長	三 上 孝 八			
	社会教育課長	林 貢			体 育 課 長	小 澤 勝			
	給食センター所長	齊 藤 博 俊			農 委 事 務 局 長	工 藤 靖 夫			
	診療所事務長								
	代表監査委員	下 野 岩 男							

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

- | | |
|-----------------------|---|
| 開会・議長
(荒道鶴造君) | ただいまの出席議員数は18人であります。
定足数に達しておりますので、これより平成11年第10回階上町議会定例会を開会いたします。 |
| 開議・議長
(荒道鶴造君) | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。 |
| 会議録署名議員の指名
(荒道鶴造君) | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、11番、桑原一夫君、12番、木村勝彦君を指名いたします。 |
| 会期の決定
(荒道鶴造君) | 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から12月16日までの4日間と決定いたしました。 |
| 議長(荒道鶴造君) | 日程第3、この際、議案第1号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第11号 三戸郡福祉事務組合規約の変更についてまでの11件を、一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。
町長。 |
| 町長(正部家佑介君) | 平成11年第10回階上町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。 |

議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきましてご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町議会議員の費用弁償の額を改めるため提案するものであります。

議案第2号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

議案第3号 階上町職員の給与に関する条例及び階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額並びに宿日直手当及び期末手当の額を改定し、並びに期末手当又は勤勉手当の基準日に育児休業している職員に、期末手当又は勤勉手当を支給することとするため提案するものであります。

議案第4号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、消防団員の任期並びに定年を改めるため、提案するものであります。

議案第5号 平成11年度階上町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、5,088万3千円を減額し歳入歳出予算の総額を、それぞれ57億3,185万円とするものであります。

それでは、第1表の歳入歳出予算補正の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります、町税は、個人分、法人分とも課税所得の減少に

より、町民税1, 661万5千円、固定資産税242万円減額いたしました。軽自動車税74万8千円、町たばこ税1, 155万6千円、特別土地保有税80万3千円を追加いたしましたので、増減合わせて592万8千円を減額するものであります。

ゴルフ場利用税交付金は、利用者の減少により140万円を減額補正するものであります。

地方特別交付金は、915万6千円追加補正するものであります。

地方交付税は、補正係数及補正区分の変更等により、9, 085万2千円減額補正するものであります。

分担金及び負担金は、身体障害者施設入所負担金40万5千円、保育園保護者負担金302万6千円、田代児童館運営費南郷村負担金144万1千円等、合わせて493万2千円を追加補正するものであります。

使用料及び手数料は、町民プール使用料55万8千円を追加いたしました。児童館使用料77万5千円を減額しましたので、増減合わせて21万7千円減額補正するものであります。

国庫支出金は、身体障害者更生医療給費負担金54万3千円、保育園運営費負担金340万6千円、在宅高齢者保健福祉推進支援事業費補助金121万円、国民年金事務取扱費交付金176万3千円等を追加いたしました。身体障害者保護措置費負担金20万2千円、老人保護措置費負担金187万8千円、ホームヘルプサービス事業費補助金11万8千円等を減額いたしましたので、増減合わせて486万7千円を追加補正するものであります。

県支出金は、国民健康保険基盤安定費負担金93万3千円、保育園運営費負担金227万7千円、在宅高齢者保健福祉推進支援事業費補助金60万5千円、産休等代替職員設置費補助金46万9千円、公共牧場機能強化事業費補助金778万6千円等を追加いたしました。老人保護措置費負担金93万9千円、大蛇地区漁業集落環境整備事業費補助金227万6千円、中山間地域総合整備事業委託金1, 097万5千円、心の教室相談員活用調査研究委託金23万6千円等を減額いたしましたので、増減合わせて346万1千円を減額補正するものであります。

寄附金は、教育振興として2万9千円を追加計上いたしました。

繰入金は、歳入不足を補うため財政調整基金より5, 500万円を繰り入れするものであります。

諸収入は、広域事務組合交付税再配分491万3千円、田代小中学校組合交付税再配分110万3千円、住金鉱業残土堆積場設置事業遺跡発掘調査委託金314万8千円等を減額いたしましたので、増減合わせて876万4千円を減額補正するものであります。

町債については、6件の事業変更及び事業の確定により、増減合わせて1,420万円を減額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

職員の給与費を各款にわたって補正いたしましたが、これは、先に人事院が平成11年度国家公務員の期末手当の引き下げをしたことにより、経費を調整したものであります。

総務費は、町税過誤納金還付金160万4千円、まちづくり提言委員会事業費22万円、地積調査補正委託料38万3千円、地積調査管理システム改造委託料31万5千円を追加計上いたしましたが、町議会議員選挙費201万6千円、町農業委員会委員選挙費282万円、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金2,498万6千円等を減額しましたので、増減合わせて3,140万円を減額補正するものであります。

民生費は、身体障害者更生医療給付費108万5千円、在宅高齢者保健福祉推進支援事業委託料176万円、町社会福祉協議会事務室改修工事31万5千円、保育園運営費1,279万9千円等を追加計上いたしましたが、町社会福祉協議会補助金298万9千円、老人保護措置費375万7千円等を減額しましたので、増減合わせて415万7千円を追加補正するものであります。

衛生費は、国保事業勘定繰出金1,214万9千円、ごみ収集委託料46万円等を追加いたしましたが、国民健康保険直診勘定繰出金200万円簡易水道事業特別会計繰出金165万4千円等を減額し、増減合わせて751万円を追加補正するものであります。

労働費は、若年者雇用奨励費補助金20万円の減額等、増減あわせて26万8千円を減額補正するものであります。

農林水産業費は、公共牧場機能強化事業費2,145万6千円、海産物加工施設用備品購入費82万2千円を追加いたしましたが、中山間地域総合整備事業費3,319万5千円、ふるさと林道緊急整備事業費3,410万6千円、榊・道仏地区沿岸漁場整備事業負担金229万5千円、漁業集落環境整備事業費694万8千円等を減額いたしましたので、増減合わせて5,912万7千円を減額補正するものであります。

商工費は、企業誘致奨励金30万3千円、いちご煮祭り実行委員会補助金41万9千円等合わせて69万4千円を減額補正するものであります。

土木費は、道路維持費に除雪作業委託料1,635万円等を追加いたしましたが、道路台帳補正委託料70万5千円等を減額しましたので、増減合わせて1,506万3千円を追加補正するものであります。

消防費は、防災計画印刷代等合わせて209万円を減額補正するものであります。

教育費は、大蛇小学校照明器具修繕料128万円、町史編さん筆耕翻訳料384万6千円、給食センター備品購入費143万9千円等を追加いたしました。田代小中学校組合負担金249万8千円、奨学資金378万円、道仏小学校備品購入費547万2千円、遺跡発掘調査事業費314万8千円、総合運動公園土地借上料102万円等を減額しましたので、増減合わせて1,053万円を減額補正するものであります。

災害復旧費は、農道補修委託料126万円、林道補修委託料147万円、町道復旧委託料900万円、砕石代750万円等、合わせて1,923万円を追加補正するものであります。

予備費は、753万2千円を追加し、1,168万5千円とするものであります。

次に、第2表地方債補正であります。事業費に変更が生じたので、限度額を補正するものであります。

第3表地方債補正については、第2表の地方債補正の限度額が減額しましたので、新たに追加補正するものであります。

議案第6号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,944万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億2,651万8千円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、一般会計からの繰入金1,214万9千円、財政調整基金からの繰入金1,500万円、合わせて2,714万9千円を追加するものであります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の療養諸費1,924万7千円、出産育児諸費360万円等、合わせて2,411万5千円を追加するものであります。

予備費は、488万4千円を追加し、1,480万6千円とするものであります。

議案第7号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出の総額に608万3千円を追加し、歳入歳出予

算の総額を、それぞれ7, 356万3千円とするものであります。

歳入の主なものは、平成10年度からの繰越金804万5千円を追加し一般会計からの繰入金200万円減額するものであります

歳出につきましては、総務費の一般管理費292万3千円、予備費261万8千円を追加補正するものであります。

議案第8号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ312万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、2億1,689万1千円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金227万6千円、繰越金329万2千円町債100万円を追加いたしました。繰入金344万7千円を減額いたしましたので、増減合わせて312万1千円を追加補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、設計管理委託料217万6千円、緑地広場施設工事請負費140万2千円を追加いたしました。水道管布設替移転補償費7万7千円、職員手当等41万2千円等を減額いたしましたので増減合わせて312万1千円を追加補正するものであります。

議案第9号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、歳入の補正であります。

一般会計からの繰入金165万4千円を減額し、繰越金165万4千円を追加するものであります。

議案第10号 土地の買い入れについて、ご説明申し上げます。

本案は、ふるさと林道緊急整備事業石倉線の用地を取得するため、提案するものであります。

議案第11号 三戸郡福祉事務組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、多くの障害者及びその家族に対し、より質の高い総合的な福祉サービスを提供するため、規約を変更するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（荒道
鶴造君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、日程第4、陳情第1号 国立療養所八戸病院の結核病棟を集約せず充実・強化を求める陳情から、日程第6、陳情第3号 首都圏の一般廃棄物最終処分場建設計画についての反対決議を求める陳情までの3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情3件については、会議規則第39条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号から第3号については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月14日から12月15日までの2日間、休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日12月14日から12月15日までの2日間、休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、12月16日午前10時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。
(散会 午前10時30分)

平成11年第10回階上町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日	平成11年12月13日									
招集の場所	階上町議会議場									
開閉会日時	開 議	平成11年12月16日 午前10時02分					議 長	荒 道 鶴 造		
及び宣告	閉 会	平成11年12月16日 午後 7時15分					議 長	荒 道 鶴 造		
応(不応)招議員 及び出席並びに欠席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 惠 治	○	
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○	
	7	松 森 高	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○	
	10	大 前 典 男	○	11	桑 原 一 夫	○	12	木 村 勝 彦	○	
	13	阿 部 敏 秋	○	14	浜 谷 豊 美	○	15	平 戸 茂 雄	○	
	16	松 倉 正 美	○	17	田 端 清	○	18	荒 道 鶴 造	○	
会議録署名議員	11 番 桑 原 一 夫			12 番 木 村 勝 彦						
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	上 博 文				
	庶務係長	田 中 昇								
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	町 長	正 部 家 佑 介			助 役	中 村 禮 一 郎				
	収 入 役	伊 藤 昭 一 郎			教 育 長	山 本 雅 教				
	総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	浜 谷 義 勝				
	税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保 健 福 祉 課 長	鳩 文 男				
	農 林 課 長	高 階 繁 雄			建 設 課 長	中 村 豊 志				
	町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水 産 商 工 課 長	中 城 功				
	中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	池 田 隆				
	教 育 次 長	三 上 孝 八			学 務 課 長	三 上 孝 八				
	社会教育課長	林 貢			体 育 課 長	小 澤 勝				
	給食センター所長	齊 藤 博 俊			農 委 事 務 局 長	工 藤 靖 夫				
	診療所事務長									
代表監査委員	下 野 岩 男									

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開議・議長
(荒道鶴造
君)

ただいまの出席議員数は18人であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。
通告がありますので、順次質問を許します。

7番、松森蒿君の質問を許します。
7番、松森蒿君。

7番(松森
蒿君)

ハイ。7番、松森蒿です。
12月定例会に当たり、一般質問させていただきます。
今般の質問に際し、当町部署の方々には、ご指導いただきながら、結果として、ご迷惑をおかけしました。多くのご負担を添えることになってしまいましたことを、まずもってお詫び申し上げます。
今般の質問が、今後町政進展の一助となることを念じ、以下、通告に伴い質問をさせていただきます。

まず、最初に財政問題についてであります。
国も地方も借金財政が進行し、借入金は、増加の一途をたどっております。

国債の発行は、過去10年間を振り返るならば、平成元年の公債残高161兆円であったものが、本年度末で334兆円の見込みであり、金額にして173兆円、率にして考えるならば、平成元年の残高を100としてとらえ、およそ107%の増であります。一方、我が青森県は、平成元年の公債残高4,593億円であったものが、本年度末で1兆389億円の見込みであり、金額にして5,796億円、率にしておよそ126%の増であります。

我が階上町は、平成元年の公債残高32億円であったものが、本年度末で、73億円の見込みであり、129%の増であります。

若者に夢を与える運動公園や、お年寄りの憩いの場となる施設、将来にわたって、有効活用が期待されいながら、まだ実行されておられません。

国と県と合同で取り組まなければならない問題が山積している今日、また、21世紀まで残すところ1年余りとなります。住みよい町づくりのため教育・福祉その他、国と県の補助を受けて取り組まなければならない問題が山積している今日、財政の維持を図っている町長にお尋ね申し上げます。今後の当町における補助事業の見通しについて、現状を踏まえてのご所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、運動公園についてお伺ひいたします。

私は、区長の仕事をさせていただいたのは、昭和56年でありました。

その時、いつも仲間の話題になるのは、1年ごとに変わる町民大運動会の会場でした。それが、平成2年、総合運動公園の整備事業が発足しましたとき、その事業が完成すれば、県下でも一番、二番の素晴らしい運動公園の事業だったはずです。なぜ、その事業が、4年後、もろくも遺跡でつまずいたのか。調査したのか。選定委員や、審議会でお話し合いがあったのか、なかったのか。その時のお話をお聞かせください。

そして、今後の見通しについて、現状踏まえてのお考えをお聞かせください。

以上、壇上からの質問は、以上であります。（拍手）

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

松森議員の一般質問にお答えをいたします。

まず最初に、財政問題ということですが、極めて、前段の部分につきましては、特に、格調の高い、そして、建設的なご意見だと、こういうふう感じております。

その中で、今後のわが町における補助事業の見通しについて、というふうなことです。現在、わが町で実施されておりますものには、多くの補助事業がありますが、その中でも、建設事業にかかわる主なものについてお答えをいたします。

まず、漁業集落環境整備事業や公共牧場機能強化事業、林業地域総合整備事業、登山口・つくし森線道路改良整備事業の、いわゆる、階上岳整備事業については、第二次階上町総合振興計画により実施してきたものであり、これら事業は、来年度以降も継続実施ということになりますが、概ね

平成14年度で完了の見込みとなっております。

更に、第三次階上町総合振興計画では、より快適な環境づくりと、ゆとりやふれあいの心を大切に、生き生きした町づくりを目指して、公共下水道整備事業、都市計画街路整備事業、運動公園、仮称ということになりますが、運動公園整備事業等を計画していきたい。いうふうに思っております。

また、総合運動公園につきましては、これまでのいろんな経過あったことは、もう、この議会で、それこそ議会の都度、とっていいほど、熱心にご審議といたしますか、議論をしてきていただいたところではありますが、残念ながら、残念ながらといたしますか、この貴重な遺跡が出たということは、もうすでに、ご承知のとおりでありますし、また時代は、この文化遺産的なもの、これを大事にしよう、これは、三内丸山の遺跡が出て以来、特に、社会的にも、そういうふうな声が高まってきております。

そういう中で、運動公園事業が、それに当たってしまったというふうな事情があって、現在に至っております。そういう意味では、大変、町民の方々の大きな期待、応えることができなかったということで、誠に申し訳なく思っているところであります。

それで、今後の見通しということではありますが、第三次の振興計画、これを、今、盛んに策定作業に入っておりますが、その中で運動公園、スポーツ施設進めていきたい。特にその中でも、野球場につきましては、大分関係者の間で、早期にやってもらいたい、いうふうな声が強いように、私は受け止めております。そういう声を、受けまして、この第三次の総合振興計画の中の前期計画の中で、何とか実現をしたい、それに向けて皆さん方のご理解も得て、進めてまいりたい、取り組んでいきたい、いうふうに思っております。

以上で、松森議員のご質問の答弁といたします。

議長（荒道
鶴造君）

7番、松森蒿君。

7番（松森
蒿君）

大変、財政の厳しい中を様々な事業に取り組んでいただいて、本当に感謝申し上げます。また、平成2年度から、この学校建設に従事され、そして、また、子供たちに夢を与え、希望を与え、また、教育の場を与えていただいたことに、本当に感謝申し上げます。

これからも、お互いに協力し合いながら頑張っていただきたいと思います。

それから次に、運動公園でございますが、あえて、私も先輩の方々からお聞きしておったとおりでございますが。けれども、どうしても、この運動公園については、納得いかない面も様々ございます。

まず一つ、お尋ねするのは、遺跡が本当に、その辺に臭いがしたのかどうか、また、私が調査した結果、山館遺跡、鹿糠遺跡、これは、パトロール時点では、昭和52年にやってるんです。そして、その中で、上の方には山館、こっちには鹿糠、下の方には寺下遺跡が出ている中を、なぜ、真ん中のあたりに運動公園を必要だったのか、その辺が一つ、私の考えのポイントだと、私はそう思います。そこ、まず一つ。

それから、さまざまな、先輩たちも場所を見ながら、施設さまざまやっただと思っております。

平成2年の7月、中里、浪岡、六ヶ所を視察してるわけですが、その中で、中里の施設は、高い所にあるから、今後高いところは駄目だよと、そういうお話が出たと、そういう話、私も聞いてます。だから、一年間通して施設を使っていたかのような所に設置するのが、やはり町づくりのためではないのかなあと、私は、そう思っております。

そして、その審議会の内容もみんなお聞きしました。過去のことは、お互いに、議論もしたろう、審議もしたろう、でも今日まで3億7,000万円かかっておるんだと、そういうお話を聞くと、町民の方々が、これを聞いたならば、本当に残念に思うんでないのかなあと、何やってんだ、そういふような答えも出てくる可能性もあり得ると、そう、私感じています。

先輩たちが苦勞して、その道を選んだものには、あえて、さまざまなお尋ねはしたくないんですが、どうしても、この3億というお金が、今、町民に利用されているのか、いないのか、ここが、本当の辛い所だなあと、私は、そう思います。

例をいえば、六戸の総合運動公園、これは、10年の9月29日の新聞です。あの中です。730万、総額で、これは、19億8,500万本当は、かかるの、730万も安くやったんだと、この中で、一生懸命、様々な、こう新聞の内容見れば、トラブルがあったみたいです。

これは、平成2年にやってるんです。うちは、平成2年か、こっちは平成3年、こういう、安く出来上がる場所も、わが町にはあったんじゃないのか。わざわざ道路でぶつかる、遺跡でぶつかる、そういう所、何でその辺に一つの考え、私は、本当に残念だなあと、そう思います。

わが町にも立派な道路もあるところにも、場所もあった筈だ、そのところ、どうお考えなのか、お願いします。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

松森議員の再質問にお答えをするわけですが、ほとんどが繰り返してみたいになって、恐縮ではありますけれども、今振り返ってみれば、というふうなこともあるんだと、こう思います。

さっき、お話しましたように、結果として、現在のようになってるということは、さっきお話しましたように、町民の期待に応え得なかったということで、大変申し訳なく思っております。

ただ、用地選定委員会、また、審議会など相当の人数の方々の慎重な選定作業、審議、ご審議いただいて、また、議会のご審議もいただいて取り組んできたわけでありまして、そういう中で遺跡が出たということで、現在に至ってるというふうなことでありまして、ちょっと、さっきの3億数千万ということでありまして、これにつきましては、公園部分、ほぼ完成に近いわけでありまして、これが、より使われるように、使っていただけるように、駐車場、あるいは、道路などについて整備を図っていきたい、早急に図っていききたいというふうに考えておりますが、3億数千万がパーになったんだということではないので、誤解のないようにご理解をいただきたい。こう、思います。いずれにしても、当初計画のようにいってないということについては、大変、繰り返し申し上げますが、申し訳なく思っております。以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

7番、松森蒿君。

7番（松森
蒿君）

ハイ、わかりました。この前、6月7日審議会を、第1回目開いたわけです。そして、2回目は10月18日、3回目11月19日、そして、審議会の中で、19日の日、諮問が出て、そして答申が出た。ここらもお互いの話合い、随分短く、ものが、答えが出たのかなあと、やはり、一カ月くらい余裕をおいても、答申の答えが出てもいいんじゃないか、ここに期間があってもよかったんじゃないのか、そういうふうに、私、感じております。とにかく、お互いに、また、時間をかけないで、最初は、28億円の総合運動公園の計画であったわけですが、あと2年後、3年後に完成するように、一つ努力していただきたいし、ただ、さきほどもいったとおりこの諮問の間が、随分答申と諮問の間は1日が出たのは、何かもう少し諮問して、答申のわくが早いなあと、違うのかな、そこのところはどうかと思って、私、自分ながら考えております。

私も、様々一生懸命調べた結果、内容した結果、本当に大先輩たちが苦勞して今日までやってきたことに対して敬意を表しますが、様々調べてみ

でも、どうしても、あともう少しいけばいいのかなあと、努力お互いにしなければならぬのかなあと、そういう感じがします。そういうことで、一つ、また、力を入れながら頑張っていたきたいし、それから一つ、諮問が出る前に、様々新聞の報道をされて、噂も出てるんです。やはり、審議会で答申し、議会で議論をし、それから答えが出てくれば、自ずから良いものが出来るんじゃないのかなと、私は思います。その中で、これは、参考ですよ、また、お叱り受ければだめです。参考に一つ、階上町役場では、総合運動公園の建設を計画、12年度用地選定に着手の方針である。これは、屋外運動施設がないことから立地されたもので、12年度に建設予定地として、野沢地区の15平方メートル決定していたが、予定の遺跡が最低でも25年かかる。

新たな用地を選定行う、運動場として必要面積は9町歩、12年度で用地選定、13年度で基本計画、14年度で順次着工の計画を立てている。

そういう一つの記事も出てるんですが、やはり審議会でやったり、議会で議論しないうちに、これが出てるということは、何か、今後つくるにしても、どうしても、また、同じ形になるんじゃないか、時間がかかるのではないか、やはりお互いに協力し、やることについては、お互いに腹を据えながら、ご相談しながらやっていかなければ、出来ないのではないかと、私は、こう思います。こういう記事も出ておりますので、一つその辺は、どうお考えなのか。よろしく、お願いします。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

松森議員の再々質問にお答えをいたします。

新聞記事の件につきましては、その新聞社がお書きになったことでありまして、これを、とやかく私はいふべきではない、いう立場にない、いうふうに思いますが。

ただ、審議会の諮問、答申というふうなことでのお話なわけですが、審議会の会長は、佐京正光さん、区長会長さんをおやりになっているわけですけれども。審議会の運営ということについては、審議会の意志でありますから、諮問に、どういうふうな審議をし、どう答えるかは、審議会の意志でありますから、その点も、ご理解をいただきたい、こう思います。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

松森君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に許します。

7番（松森
蒿君）

ハイ、ありがとうございます。

様々な面で、お互いにお話を聞きました。とにかく、私としては、最終的には、結論出すのは当主だと、当主が、お互いに様々な議論をさせながら、やはり、一番、ポイントは当主なんだよ、私は、そこを感じております。どうか、一つ、素晴らしい運動公園の計画を、前進に向かっていただきたいと思います。

議長（荒道
鶴造君）

松森蒿君、当主というのは、町長ということの意味してますか。

7番（松森
蒿君）

やはり、最終的に町長さんが、町はこっちなんだと、こういうふうにするんですよと、そういう姿勢は、やはり、これからどうしても、そこにいくんではないのかなあと、そういうふうを感じております。一つ、よろしくお願いします。

議長（荒道
鶴造君）

以上で、7番、松森蒿君の質問を終わります。

5番、郷州公典君の質問を許します。
郷州公典君。

5番（郷州
公典君）

5番、郷州。

平成11年12月の定例会の開会にあたり、一般質問の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございました。

通告にしたがいまして、一般質問をいたします。

まずはじめに、第3次階上町総合振興計画を策定中ということですのでその基本構想、計画の基本的な考え方についてお伺いいたします。

20世紀も残り少なくなりました。新しい世紀、21世紀の階上町を活力のある、伝統と文化を大切に、発展する町にしなければなりません。

平成11年12月3日に、階上町の人口が1万5千人を突破しました。

まさに、発展する町にふさわしく、大変に喜ばしいことと思っております。

しかしながら、一方の地域では過疎化が進み、片一方の地域では都市化過密化が進んでいます。住民のニーズは、多岐多様にわたります。

過疎対策と過密対策を同時に進めなければなりません。また、新旧住民のコミュニケーションが必要になります。生涯学習、社会教育を進めていかなければなりません。

しかしながら、町財政は硬直化が予想され、厳しさを増している中で運営しなければなりません。

先日、12月9日付けの農業新聞一面トップ、5段抜きで「農村開発に乗り出す建設省、国土庁、自治省」という記事がありました。

これは、都会では得られない豊かな暮らしを、農山村で実現するためだとあります。

これこそまさに広大な緑の大地、清らかな水、澄んだ空気、階上町のことだと私は思いました。

階上町の総合計画の目標に、緑の大地と活力あふれる豊かなふるさと階上を目指してとあります。階上町を豊かな町につくりあげるには、住民のニーズに合った政策は勿論ですが、行政を住民に理解してもらう努力も必要です。

農業経営、漁業経営など第一次産業は、大変に厳しい経営を強いられています。農業には多面的機能があります。例えば、保水機能、緑化機能、食料生産、そして、人の精神安定作用もあるそうです、等々数え上げればきりがありません。行政で、大いに支援してもらいたいと思います。林業も、漁業も同様であります。

農業では、優良農地を造成し、地力を高め、反収を上げ、高品質な農産物を生産しなければなりません。

そして、農村の生活環境を整備し、豊かな農産漁村をつくるのが階上町を豊かな町にするものだと思っております。

また、住宅地域では、これまで民間主導で開発されたものですから、居住環境の整備が大変遅れています。

階上町の発展は、モータリゼーションの発達によるところが多分にあります。幹線道路、生活道路の整備を促進するならば、まだまだ、発展の可能性があると思います。

第2次総合振興計画のなかの第2、基本的な考え方のなかに基盤整備、産業開発、福祉の充実、そしてコミュニケーション形成とありますが、これからの日本の社会は、大きく変わっていくことと思います。情報は、世界を駆け回ります。日本の社会は高齢化が進み、新たに介護保険制度がスタートします。近い将来には、市町村合併があるかも知れません。町民には繊細な気配りをしながら、政策は、綿密かつ大胆であります。

今、町長の描いている町づくり、階上町の町づくりの話をしていただければ幸いです。

また、先般毎年度行うローリング方式の実施計画を策定したということ

ですが、その中で主なものを挙げていただきたいと思います。

次に、公民館建設のお願いであります。

これは、先般、石鉢3行政区の区長ともども、要望書を提出してありましたので、今回は質問を省きます。

3番目として、経済活動、住民の生活活動支援のために、石鉢地区国道45号沿いに金融機関の設置をお願いいたします。

平成11年10月31日、石鉢地区には、野場中、蒼前、石鉢3行政区には、人口4,826人、世帯数1,996世帯が、役場に届け出ています。

私の調べたのでは、このほかに、住所を移動しないままに住んでいる学生が、およそ1,000～1,200人ほど当地区に住んでいると思われると思います。そうすると、合計約6,000人の住民が住んでいるものと推察されます。

階上町の隣接地には、八戸工業大学、八戸工業大学第二高校、八戸大学八戸短期大学等があり、多数の学生が在籍し、その多くが階上町に住んでいます。

このように、たくさんの学生と一般住民が住んでいます。

石鉢地区には、企業として下宿業約67あります。アパート142棟あります。事業所、個人事業など77企業が活発な経済活動をしており、活力のある若い地域であります。そのために、年々都市化が進み、都市的機能を備えた環境整備が必要になります。

平成7年に、一度、特定郵便局設置のお願いが出されたということですが、あれからすでに4年が経過し、地区の事情は大きく変わってきています。これからも、発展が期待されている石鉢地区に、特定郵便局、または金融機関の設置をお願いいたします。

町長のお考えをお聞きいたします。以上、一般質問終わります。

ご静聴ありがとうございました。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

郷州議員の一般質問にお答えをいたします。

ご質問の最初の方で、お話のあった様々ご提言っていいですか、あったわけですが、まったく同感でありまして、そのようなことで取り組んでいきたいと、こう思ってますが。これは第3次総合振興計画のことについて

一口でお話をするということは、大変難しいのでありますが、いずれにしましても、今年は1999年、1900年代最後の年、それも、残りわずかになってるわけでありまして、ご承知のように、第3次総合振興計画は平成12年、2000年の4月1日からと、いうふうなことでありますから、一つの考え方としては、これまで10年ずつの計画ということでやってきましたし、第3次の総合振興計画についても、10年の期間ということになるには、なるわけでありましたが、また、21世紀、2001年に始まるということで、この第3次総合振興計画のなかで21世紀を迎える、そして、新しい100年も迎えるというふうなことなど、そういう時に当たりますから、10年間ということだけでなく、もっと先を見通した中での計画にしていきたい、言葉でいえば、そういうことになるわけですが、いずれ、今、現実を見ますと、階上町におきましても、少子高齢化が進んでる、逆に、また、少子高齢化が進むということは、65歳以上人口が、パーセントは、全国とほぼ同じなわけですが、実際の数は、年々増えてきていると、こういう状況にありますし、また、ご承知のように、今は、高度情報化時代といわれています。また、男女共同参画社会をめざしてというふうなことなど、キーワード的に申し上げれば、様々な言い方があるんだろうと、こう思いますけれども、いずれ、その時代の認識については、郷州議員のいうとおり同感というふうに申し上げておきたい、申し上げます。

それで、ご質問のなかの主なもの、実施計画、ご質問のなかのことについて、お答えをいたします。

ローリングに基づいて、3カ年の主な実施計画についてお答えをいたしたいと、こう思います。

これまでの継続事業として、階上岳整備事業や漁業集落環境整備事業などが挙げられます。これは、公共牧場機能強化事業や林業地域総合整備事業、ふるさと林道緊急整備事業、登山口・つくし森線道路改良整備事業などにより、道路整備を中心に、駐車場やオートキャンプ場などの整備を平成14年度、さきほども、松森議員の質問にお答えをしたわけですが、14年度を目処に行っているところであります。

また、快適な生活環境と川や海の汚濁防止のための漁業集落環境整備事業を継続実施をしていきたい。こう思います。更に今後は、潤いのある快適な環境の確保のため、公共下水道整備事業、都市計画街路整備事業、運動公園整備事業、小舟渡漁港の修築事業や大蛇漁港海岸環境整備事業、石鉢地区公民館建設事業や給食センター施設整備事業などを計画しております。健康で文化的な生活環境の整備に努めてまいりたい。こう思っているところでありますが、これまでの議会の中でも、財政的なことなど、いろんな論議がされてきたわけですが、これまで、教育施設の整備とい

うことについては、大分、毎年やってきてるというふうなことなどから、財政的には、ここ毎年やってますから、相当、財政的にはわが町が大変、大変と言え、わが町ばかり大変だというふうにとられれば、また、困るわけですが、少なくとも、あー楽だ、あー楽だといえる状況ではないことは、確かでありまして、また、これから、介護保険制度のスタートなどを考えますと、更に福祉の充実にも努めていくなどなど考えますと、町民の方々のご理解をいただきながら、事業を選択し、そして、順序立ててやっていかなければいけない、こういうふうに思っておりますので、その点もご理解をいただきたいと、いうふうに思います。

あと一つは、特定郵便局の設置というふうなお話であります、これにつきましては、勿論、郵政省所管ということで、一度、仙台の郵政局に陳情に参りました。ただ、現在は、行革の時代というふうに言えるわけでありまして、その回答は、駄目ですよということにはなかったのですが、極めて厳しい、現状は厳しい、いうふうに感じて参りました。また、金融機関等につきましては、民間のことありますから、であります、いずれ、地区の方々が、利便を図っていくというふうな意味あいから、さきほどの郵便局とあわせまして、町民の方々のお力添えもいただきながら、粘り強く運動して、運動というのか、働きかけをしていきたい、いうふうに思っていますので、その際は、お力を貸していただければ幸いに思います。

以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

5番、郷州公典君。

5番（郷州
公典君）

厳しい財政のなかで様々な事業をこなす、大変だなあと、思いますけども、一つローリングにのぼったら実行できるように、行政改革を進めてお願いしたいと思っております。

また、平成12年から介護保険制度が始まります。町として、社会福祉協議会に様々な事業を委託してありますが、ほのぼのの交流事業とか、ネット協力員、やっとな地域の福祉として定着したなあと思っております。介護保険がはじまっても、なくさないようお願いしたいと思っております。

特定郵便局、金融機関の設置につきましては、行政の力を借りながら住民の力も結集して実現できるようにお願いしたいと思っております。

以上もちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒道
鶴造君）

以上で、5番、郷州公典君の質問を終わります。

11番、桑原一夫君の質問を許します。

11番、桑原一夫君。

11番（桑原一夫君）

本12月定例会にご機会をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

本来、議会の機能につきましては、町政に対する政策、提言機能、もう一つは行政の批判監視機能、この二つが我々議会に課せられた任務だと思っております。

私は、今般ご機会をいただきまして、一つの町政がその執行において、あやまりがなかったのか、町民のために税金がきちっと使われたのかと、いう一つの監視、批判機能の部分から、将来の政策が良く提言されるための質問をさせていただきたいと存じます。

一点でございます。総合運動公園事業について。

総合運動公園については、今日までいろいろ議論されてきたので、細かい経過は、この場では申し上げますが。

新聞報道などによりますと、審議会で新たな方向が打ち出されたようがありますので、この際、この事業について何とか誤りのないように進めてもらいたいということで、今まで、たくさんの質問を、この場でさせていただいて参りました。

私自身の総括の意味で質問をさせていただきます。

今の事業は、私がこの場に議席をいただいた、平成3年度に調査費が計上され、基本計画が策定されたわけですが、それより、以前の昭和61年度にも基本計画がつくられております。

私も、先輩の方々からこの基本計画をいただいて拝見させていただきました。この最初の基本計画が、その後の計画に重大な影響を及ぼしていると思いますので、私が議席をいただく以前についてから、質問したいと思っておりますので、昔にさかのぼりますけれども、庁内調査の上、ご回答いただきたいと思います。

一つ、昭和61年度に基本計画を委託した業者は、何と言う業者で、どのような営業実績があったのか。

二つ、上記の業者との契約は、どのような方法で行われたのか。

三つ、昭和61年度に完成した基本計画を、どのように評価したのか。

4、以前にも伺いましたが、満足のいく答弁をいただいておりますので、再度伺います。上記の調査委託契約上、計画面積が変わった場合、設計変更は必要なかったのか。

5、遺跡が発見されてから今日までの町の対応は、いかがなようなもの

だったのか。

6、審議会のあり方について、場所を変更するような事業の根幹に関することは、町長が判断することで、審議会に諮問すべきことではないのではないか。

7、昭和61年度から今日までの、この計画に要した経費総額をお伺いします。

8、町長最大の公約が実現できなかったことについて、どのような責任を感じておられるのか。

以上、8点についてお尋ねいたします。つくりたいけれども、遺跡が出て、この場にはつくれない、あー、しょうがないのかなあ、不可抗力なのか。私は、それだけではない。最初に申しあげましたように、批判、監視機能、議員に課せられた一つの大きな任務でございます。その中で、行政に手続き上、あやまりがなかったのか、我々は、厳しく検証する責務があると思います。それは、今後、用地を変更して建設したい旨をお聞きしましたが、将来にわたって、このような間違いのないようにするには、今度のことを、きちっと総括し、反省すべきは反省し、また、結果に対する責任を町民に明らかにすることによって、今後の計画に対して、議会並びに町民の方々の理解を得ることにつながるのではないのでしょうか。

どうか、真摯なご答弁をいただきたいと存じます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく、お願いいたします。（拍手）

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

桑原議員のご質問にお答えをいたします。

最初に申し上げておくわけですが、昭和61年といいますが、十数年前のお話になるものでありますから、大分以前のことでありまして、なにぶんにも古い話でありますから、正確なことを申し上げられるかどうか、という部分もあるわけですが、部内で、出来る限りの調べた結果についてお話を申し上げたい、こう思います。

昭和61年に、基本計画を委託した業者名及び営業実績ということですが、業者の名前は、北日本スポーツ施設コンサルタント有限会社、営業実績につきましては、昭和59年、60年の設計管理委託実績で申し上げますと、東北地方を中心に、大小合わせて49件の実績ということ

あります。県内のその時点でのということですから、その後、どういうふうな実績があるのか、どうかは分かりませんが。

その時点での県内の主なものとしては、上北町総合運動公園建設工事、中里町ふれあい運動場設計管理などがあります。

2番目の契約の方法ということですが、4社を選定し、見積書を徴し、最低価格業者と契約をしたということでありまして、参考までに申し上げますれば、契約金額990万円。

3番目の昭和61年に完成した基本計画をどのように評価したのか、ということですが、十数年前のことでもあり、又、素人の私には、大変難しいご質問であります。妥当なものとして判断して、議会にご提案を申し上げた、いうふうな経緯だったと思っております。

ここの点が分かりにくいのですが、4番目の、上記の調査委託契約上、計画面積が変わった場合、設計変更は必要なかったか。というご質問ですが、私自身は、ちょっと、質問の意味分かりにくい点もありますが、いずれ、妥当なものだったと、ですから、当時の監査、あるいは決算認定が議会においても、ご認定をいただいたものだというふうに受け止めております。

5番目の、遺跡が発見されてから今日までの町の対応というご質問ですが、平成6年度、公園部分全体を対象として、78カ所300平方メートル余りの試掘調査を実施した。また、平成8年度におきましては、公園部分のトイレ予定地400平方メートル、屋外ステージ予定地200平方メートルの合わせて600平方メートルの調査をしたということとなっております。また、平成9年度は、運動施設部分の内、2,500平方メートルを対象に46カ所、420平方メートルの試掘調査を実施した。その結果、25,000平方メートルの約40パーセントに当たる9,580平方メートルの本調査が必要というふうに判明した。残り、75,000平方メートルについても同様の状況が予想されまして、いろいろと検討してきたというふうな経緯になります。

6番目の場所変更について、審議会に諮問すべきことではないのではないか、とのご質問ですが、現計画地決定の段階で、場所及び施設計画について審議会に諮問し、そのご答申をいただいて進めてきてる。そういう経過、経緯があるわけでありまして、今回の場所の変更につきましても、これまでの経過を踏まえまして、審議会へ諮問し、答申をいただいたと、いうふうなことでありますから、その答申を尊重し進めていきたい。こういうふうに思っております。いずれにしましても、広くご意見をいただく、ご審議をいただくことは、決して悪いこととは思いません。大事なことだと、私は、そういうふうに認識をしております。

昭和61年度から今日までの、この計画に要した経費の総額のご質問ですが、これにつきましては、それこそ、何度もお話をしているとと思いますが、折角のご質問でありますからお答えをいたします。

施設等工事費2億417万、立木補償費454万、敷地借上料786万1千円、基本設計・実施設計・施工管理等の委託料7,869万円、遺跡発掘調査費1,334万円、用地買収費2,702万4千円。これまで、昭和61年以降ということになりますが、それを合わせますと3億3,562万5千円というふうなことであります。

いずれ、この中には61年度の計画も入っていることではありますが、61年度基本計画については、議会で、その後認められなかったと、否決をされたというふうな経緯から没になったものでありまして、それらを含めましてこの金額だというふうな受け止めていただきたいと、こう思います。

また、最大の公約の実現が出来なくなったことについて、どのように感じているかということではありますが、私自身の公約については、まず、運動公園もそうでありまして、教育施設の整備、あるいは、商業活性化、地域活性化というふうな意味で、にぎわい広場道の駅、漁港・漁場、そして大蛇地区の集落環境整備事業、町としては、初めての下水道事業に着手しているというふうなことでありますし、あるいは農道・林道等、また階上岳の整備ということもありますし、又、均衡ある発展というふうなことで、町営の分譲地を分譲をしてきているというふうなことでありまして、その中の運動公園ということも、大事な公約の一つだったというふうに思っているところでありまして、それが、実現が出来なかったということについては、議会の都度、あるいは、先ほどの答弁でも申し上げましたように、町民の期待に、要望に応えられなかった。この点については、大変申し訳なく思っております。

しかしながら、今まで、昭和61年度からふりかえって見ればとか、結果としてはということ言えば、私自身にも、大分勉強させられたり、反省すべき点があったと、こうは思っておりますが、それぞれの段階で、真剣に、慎重にご審議をいただき、議会の議決をいただいて、また審議会、用地選定委員会等の、いろんな方々の、ご審議をいただきながら進めてきた。ただ、さっきも、松森議員からもお話がありましたように、町の責任者でありますから、これは、思うようにいってない、ということについては、大変申し訳なく思っている。このことについては、否定し得ない、いうふうに思っております。

それで、これを今後、これまでのいろんな議論、これらを今後にかかしていくこと、そして、早期に、このスポーツ施設の充実を図っていくこと、これらで、これまでのご不便をかけてきたことについて、早く

解消したいというふうに思っております。

反省すべき点は反省して、ということについては、全くそのとおりでありまして、今後も、これまでもそういうつもりでやってきたのでありますが、今後については、さらに皆さんの意見を広くお聞きしながら、慎重に進めていきたい。

一方では、早く実現をとというふうなことでありますから、その辺のところは、慎重の中にも、早期に運動公園、スポーツ施設部分についての建設に取り組んでいきたい。私の考えとしましては、先ほども申しあげましたように、第3次総合振興計画の中の前期で、何とか実現をさせたい。

このことが、責任を果たす一つのことかなと、こういうふうに思っております。以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

11番、桑原一夫君。

11番桑原
一夫君）

再質問をさせていただきます。

実際、これを61年からやられてきた町長さんさんにして、その記憶が定かでないということでございますけども、私は、割と精査して調べて、私のほうが知ってるのかなという気が、今、ご答弁を伺いしていたしました。

まず、第1点でございます。北日本スポーツ施設コンサルタント有限会社、私も、この業者がどういう業者か実際調べてみました。

私が調べた時点においては、全く営業実績がございませんでした。今まで、階上町において、この業者が指名に入ったことがあるのか、全く営業実績ないんですね、私が調べた結果、青森の業者でございます。これが、こういう990万で、階上町総合運動公園基本計画というものを完成してるんです。私は、先輩の議員さんから、これいただいて、中を拝見させていただきました。これは、990万かかっております。見れば、調査と基本計画と両方で990万かかってますねえ、61年度に990万、これをつくるために支払っております。ただ、私が聞いてる中では、昭和62年の春の段階には、この業者はもういなかったんですねえ、連絡不通、連絡とれなかったんですよ。990万かけてね、私は、平成になってからこの業者を調査いたしました。全く、音信不通でございます。青森とその周辺で、この会社を知ってる会社は一つもありませんでした。ですから、どういう営業実績で、信頼のある会社と町が判断して、これを採用したのか、私、ちょっと分からないですねえ。いいですか、批判、監視機能の部分で

私、これ、遑って伺いしてます。というのは、これが、こちらの平成3年の計画に莫大な影響を及ぼしてるんですよ。

第1点から、時間長くなるかも知れません。これ、ご覧になった方いると思います。これは、10ヘクタールの計画ですよ。10ヘクタールの計画、最初の990万かけた、ご存じでしょう。これが、約2200万かけた平成3年の調査の、5ヘクタール増えてるんですよ、こっちが5ヘクタール増えてるんですよ。ただ、10ヘクタール部分の施設は、ほとんど同じなんです。業者が違うから、同じにはつくれないから、ちょっと変わってるんですね。ただ、陸上競技場、野球場施設はほとんど同じなんです。

10ヘクタールの中の5ヘクタール増えても、同じですよ。なぜかという、この地形から考えると、最初990万かけた、10ヘクタールの部分でしかスポーツ施設は、配置できないんですよ。ただ、この計画がほんとに、今の運動公園の基本となる計画なんです。ですから、この時、10ヘクターで約10億、61年10億ですよ、平成3年に出てきたのは約15ヘクタール、約14.5ヘクタールで約24億ですか、25億ですか、事業費が2.5倍になってんですよ。これがね、今、運動部分が約3億数千万で5ヘクタールの部分ができてるんですねえ、そうしますと13億あれば、単純計算でできることなんですよ、今のこの計画がね、そう思いませんが、約10ヘクタールが、10億でできるのであれば、15ヘクタールが13億であれば、単純でできるんです、13億で。これが、約倍になってるんです、この計画で。この時の調査が、杜撰だったのではないかなあと、これが基礎になって、この計画にきたんではないかと、私は平成3年に議席をいただいてから、この調査費が計上された臨時議会で、今助役さんが、当時企画課長やっておられましたので、その時、質疑しました。

もし、この調査費が25億、30億という事業費としてでた場合、今の町の財政力で、これができますかと、いうことをお尋ねしてるんです。というのは、私、これを試算してるんです。自分で、自分ではじいてみたんです、概算で、私は24億ってのはじいたんですよ。

ただ、町の方で10億で出来るから、5ヘクタール増えても13億で出来るという判断で、これを進めたら、後で大変だろうなあと、町の財政を考えれば大変だろうなあと、ということで25億、30億かかるデータが出たとき、町の財政力でできますかと、当時、助役さんに聞いているはずであります。でてきたデータが25億だわけです。だから、10年計画になっちゃうんですねえ、つまり、この最初の計画が一番基礎になってる。

これが、どういうデータだったのかと、私は、そこが一番大事だと、批判、しっする意味でね、大事だといってるんですよ、皆さん、これみたでしょう、これは990万没なんですよ、すっかり没、町税が捨てられたん

ですよ。全く、新たに2, 200万かけて、これをつくられたんです。

じゃ、最初のこれは、なんだったのかと、無駄なことじゃないですか、同じ場所ですよ、ほとんど同じ計画ですよ、同じ計画ですよ、ご覧になってください、990万、これ、どぶに捨てられたんです、町税が、私は、そう判断した。町長は、どう思いますか、これ。

それから、契約でございます。見積書を徴収して、最低価格業者と、北日本スポーツ施設コンサルタント有限会社と990万で契約したと、地方自治法、地方財政法随意契約、これは、随意契約できる金額が決められております。

町条例、階上町財務規則、この中、随意契約できる金額は第131条の中で、階上町でちゃんと決まってるんです。なぜ、これら自治法とか、町条例を無視した形で、990万を随意契約したのか、と、これは、地方自治法違反、町条例違反ですね。

私は、今これをさかのぼって云々というんじゃないですよ、ただ、これからのことを考えますと、こういうこと、きちんとしていかなきゃいかんではないか、総括すべきだという意味からお尋ねをいたしております。

これは、第2のことです。さっき、第3点は、これをどう評価したかと、私からいうと全くでたらめでございます。どぶに捨てたと一緒にございます。私はそう思っております。町長さんは、どう思いますか。

第4点、助役さんは、私の質問受けてますから、良く御存知だと思います。

これを契約する段階において、10ヘクタールで契約しております。

いいですか、10ヘクタールで契約してんですよ、出てきたこのデータは、9.3ヘクタール、面積が約7反歩減ってるんですね、それを、お尋ねしました。あの時は、すれ違いで終わりました。

最後の質問だと思いますので、再度お尋ねします。

7反歩減った時は、設計変更しなきゃならないです、私は、そう判断してます。約60万ほど、どぶに捨ててますね。業者に余分に払ってるはずですよ。そこを、もう一度、助役さん思い出してください。

第5点、遺跡が発見されてから今日まで、町の対応ということでございます。遺跡は、業者さんから聞きますと、平成4年に最初の工事が入った段階から、遺跡は出てるんですね、それ、御存知でしょう、工事をやるたびに遺跡は出てたんです。なぜ、その時、これだけ大事な事業とあれば、この全体を把握するために、町が調査すべきではなかったのか、最初から出てるんですよ、1年目から、業者さんから、それ確認しましたので、平成4年から出てるんですよ。5年も出たはずでございます。そして、平成6年には、町の埋蔵文化財として、指定してるんですね。それでも、調

査がどんどん、どんどん遅れてきてるんですね。8年、9年、これ町の調査が遅れることによって、町長いう年次計画にどんどん遅れが出てきてるんですね、そこを、どのようにお考えなんですか。

これは、なぜ早く決断をしなかったのかと、早くても2年は早く決断をする時期がありました。2年早く決断していれば、無駄な賃借料払わなくてもよかったかも知れない、2年で330万でございます、賃借料ね。

もっと、早く結論を出すべきはなかったのか、それを、端的に申しますと、審議会がその間開かれてないんですね、審議会は継続的に開かれたものではないです。開かれてないですよ、審議会が存在してなかったんですね。経費はいいです、さっき聞きましたからね。

町長最大の公約が実現できなかったことについて、私は、いろんな町長の政策がございます。頑張っておられるのも認めます。

ただ、この総合運動公園については、他の公約と違って、当時から町論を二分してきたんです。

ここじゃ、駄目だよと、これは、他の町長さんの政策とは違うと思うんですよ。だから厳しい目でもって、私は見てきたんですよ。

漁集排とかね、他の事業とは違うんです。町論を、私が議会で議席をいただく前から、町論を二分して、これは議論されてきたんですよ。

他の町長さんの政策とは違うと思います。そういう意味で、これが失敗でないのか、私は、これを失敗でなくして、何が失敗かと、私はそう判断しております。

1からずっとお伺いしてきました、スタートからですね。かなり無駄な金を使ってる。他の政策と一緒にしないでいただきたい。これは、町論を二分してきた、本当に論議してきた。我々は、いい所につくってもらいたい、その一心で議論をしてまいりました。その結果に対する、町長さんの責任あることばをお尋ねしたいのでございます。長くなりましたけども、ご答弁お願いいたします。

議長（荒道
鶴造君）

この際、暫時休憩いたします。開会時刻は、追って通知します。

（休憩 午前11時25分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（再開 午後2時59分）

先ほど、11番、桑原議員の再質問に対する答弁をいたさせます。

町長。

体育課長、小澤勝君。

体育課長（
小澤勝君）

桑原議員のご質問にお答えをいたします。私は、契約の方法と、もう一点でございますが、面積の変更による、設計変更の関係をお答えいたします。

契約の方法でございますが、随意契約できる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項に定めております、ご指摘の金額用件は、第1号がありますが、本契約は、第2号の後段その他の契約で、その性質、または目的が競争入札に適しないものとする、の規定を適用し契約したものと思われます。

次に面積の変更による設計変更の件でございますが、これは、10ヘクタールを対象といたしまして、発注したものでございまして、その成果として、計画面積中約9.3ヘクタールの計画がなされました。

これは、全部10ヘクタールについて、調査測量等が行われたものと思われますし、この面積の差、およそ0.7ヘクタールでございますが、それにつきましては、一般的には、この程度の面積の変更といえますか、それについては、10ヘクタール全体にわたっての測量も行われたものと思われますので、設計変更の対象とはならないのではないかと、このように思われます。以上でございます。

議長（荒道
鶴造君）

助役、中村礼一郎君。

助役（中村
礼一郎君）

桑原議員の私に対する質問についてお答えいたします。

平成3年、基本設計ができた時点で、桑原議員が私に対して、当時、私企画課長でございましたが、新しい設計の概算では工事費が24億7,600万になっております。この金額でできるのか、こういう質問があったやに、私も記憶にございます。それに対して、できるとお答え申し上げたんですが、その根拠につきましては、もちろん、これは、特定地区公園整備事業の補助事業でございます。いいやすく言えば、カントリーパークの補助事業で、その補助金がでます。また、補助金の対象にならないものについては、公園緑地債という起債がつかますし、その他の工事につきましては、地域総合整備事業債と、補助金つきの起債が認められております。

そういったことを考えて、10年計画で設計しておりますので、そうすると、1年平均が2億4,760万円と、これはあくまでも概算ですが、

そういうふうになってるので、10年経てばできると、このようにお答えしたように記憶しております。以上でございます。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

桑原議員の再質問にお答えをいたします。

大分、時間経過しましたことを、それこそ昭和61年当時ということで時間がかかりました。その点、大変ご迷惑おかけしましたことをお詫び申し上げたいと、こう思います。

61年度計画について、これが、どういう表現だったかではありますが、無駄になったのではないかと、というご指摘があったように思いますが。

これは、今までの経過を申し上げますと、昭和61年度に、61年の3月の議会において基本計画委託料ということで予算をとっていただきました。可決になって、そして、さきほどの計画ができたこと、経過を申し上げれば、そういうことになるわけではありますが、そして61年の6月の議会におきまして、審議会の設置条例が否決。また、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、これは修正、要するに審議会委員に関する部分は否決されたと同じです、削除でありますから。議会において、そういうことではありますが、どう言うわけか審議会委員の報酬については、可決というふうな経緯がありました。

そして、昭和61年10月11日の臨時議会におきまして、審議会設置条例再提案を申し上げたわけですが、この時も否決と、いうふうな経過をたどりながら、昭和62年3月定例会、ここにおきまして、昭和62年度の当初予算の工事費について、修正、即ち修正といいますものの、運動公園部分については、全額を減額してますから、要するに否決、いわゆる否決というふうなことであります。

そういう意味では、執行を、そうそう、この中で、審議会委員報酬、この61年6月の議会で認められておりました。

予算の審議会委員報酬の減額補正をしております。これは、当然、執行できないので、不用額として処理をした。

こういう経過をたどっておりますから、私としては、何とか運動公園、その時点でというふうなことになるわけではありますが、61年時点で、何とか議会でお認めいただいて進めていきたい、こういう姿勢をとっていたわけではありますが、残念ながら、62年3月の議会において、修正とはいわゆるものの運動公園については、否決をされたこと。このことは、ご承知のと

おりでありまして、結果としてこの計画が生かされなかったと、そういうふうなことであります。

いずれ、それでも、これらを全く無駄にするということは、なるべく避けようということで、平成に入りましてから、それらを踏まえて、平成に入ってからこの計画ということは、平成元年12月に、私が再度、町長に当選してから、いろんな経験を生かしていこうというふうなことで、さっきも重複しますが、審議会委員、用地選定委員と慎重な上にも、慎重に進めてきたというふうなことであったわけですが、現在のような経過にいたっていると、そういった意味からいきまして、ご質問の中の、結果として、こういうことになってるわけでありまして、そのご批判は、甘んじて受けざるを得ない、こういうふうに思っております。

以上、答弁といたしたいと思えます。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

桑原議員から、答弁漏れということで。
町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

いろんな経過があってきたということは、さきほども申し上げたとおりなわけですが、遺跡が出てからのことについては、結果としてこういう状況になっておりますから、どういご批判を受けても、それについては、慎重というふうなことでやってきたわけでありまして、結果として、こういう状況になってる、そういう意味では、そのご批判は、甘んじて受けざるを得ない、こういうふうに申し上げます。

議長（荒道
鶴造君）

11番、桑原一夫君。

11番（桑
原一夫君）

ハイ、11番、桑原。非常に残念でございまして、なぜ、こういう質問を、昔にさかのぼって通告して一般質問するかということは、先ほども、申し上げましたけれども、同じ場所に同じような計画をするに当たって、昭和61年のこの計画が、その後の皆さんの認識にも、これは、重大な影響を与えてるんです。事業費的にですね、与えてるんです間違いなく。

そういう意味で、昔にさかのぼって、総括の意味で、私はお伺いしているわけですが。なおかつ、きちっと通告してるんですねえ、一つずつ通告しております。庁内調査のうえ、ご回答をいただきたいということをしてですね

え、前もって、通告しておるんです。

きちっとですね、議会に対して真面目な態度でね、考えていただければこのような時間はとらなくても済んだのではないかと、非常に私はそこが残念でなりません。

さて、答弁に関してでございます。全く納得いきません。全く、詭弁としか、私には思えません。

当時の担当者がいないから、そういうご答弁かも知れませんが、町条例ですね、町条例の中で、随意契約できるのは、130万までなんです、それが、その他で出来るから990万随意契約するというその根拠というのは、全く明らかになってないじゃないですか、今の答弁だと。

これは、納得出来ません。そこの部分だけ記憶があるんでしょうか。とても、私も一時、行政携わらせていただきましたけれども、全く考えられない契約だと思います。

特殊なものがない、じゃあ、その後の平成3年の契約も随契ですか、その他適用してるんでしょうか。なんか、この時だけ随意契約しなければならない理由が、その他であったんでしょうか。全く不透明でございます。990万ですよ。町条例は、130万ですよ。随契する特別な、町に特別な利益がある場合は、随意契約する必要もでてくると思います。

しかし、今回なにも感じられません。なにも必要ない、と言わざるを得ません。答弁、納得参りません。

それから、4において、でありますけれども、これを、見積を徴収するに当たって、随意契約するに当たって、これ、法律で最低価格を決めなきゃなりません。こりゃあ、法律で決まってる、自治法で決まってるんです。最低価格を決めて、随意契約をしなければなりません。最低価格を決める根拠となった、設計書を提示いただきたい。

それから、遺跡に関してでございます。

いろいろ調査はやられてきたのは、縷々分かります。そして、今日、審議会に諮問をして答申をいただく、今のこの時期と、今まで、縷々調査してきた時期がございますよね、今日まで、判断を延ばしてきた、延びてきた、なぜ、今日判断をしなければなかったかという、その根拠でございます。これは、私からすると、もっと早く決断できたんですね、できてるはず。決断を先送りしてきたに過ぎないと、私は判断しております。

その間、賃借料は、町民の福祉の向上に資することなく、賃借料は支払われてきている。これは、今年の3月もお伺いしました。答弁ありませんでした。

再度、お尋ねします。私は、何回もいいますけれどもですね、これが、10億で5ヘクタール増えて、今、3億7,000万で、公園部分できてんですよね、そうすりゃあ、デフレ傾向でインフレじゃないから、13億

7, 000万あれば、15ヘクタールできるんです、単純計算すれば。

これが、なぜ25億なのかと、そこなんです。これを一番問題にしているのは。例えば、これが正しいデータだとしてですね、例えば、15億で、15ヘクタールができるのであれば、この事業は、5カ年でできると思います。そう思いませんか、助役さん、あなた、そうおっしゃってたでしょう。1年目、基本計画を立てて、カントリーパークと地総債3カ年、単独債あれば、あとの供用開始までの後始末、町負担とすれば、5カ年でこれはできるんです。15億あるんだば、これは5カ年でできるんです。

ただ私は、助役さん勘違いしてますけども、この調査の委託料が、提案された臨時議会でお尋ねをしています。臨時議会で、お尋ねをしてるんですよ。

なぜかという、余りにも金額が低いから、私は、自分で積算してみてるんですよ。だから、私、真面目なんですよ、本当に、真剣にこの問題を捕らえてるんですよ。私は、自分でこれを積算してみたんです。青森県内のカントリーパークを実施している、他の自治体のデータをいただきました。

それで、私は、自分でね、役場にいたとき、私一時、技術屋だったものですから、自分でね、積算してみたんですよ。お見せしてもいいです。

23億8,426万7,000円、約24億とはじいたんです。平成3年に、こりゃあ、おかしいよと思ってはじいたんです。ですから、この調査費が出た臨時議会において、もし、このデータとして25億、30億かかりますよというね、総事業費が出てきたとき、町の財政で対応出来ますかと、いうことを、私はお尋ねしてるんですよ。議事録みれば分かります。

これが、そもそも、階上町の運動公園の始まりなんですよ、ですから、私はね、決算まで済んだ、認定されたものを、昔までさかのぼって、わざわざ、こうしてるのは、ここのところに大きな行政のね、問題があったのではないかと、これをきちっとしない限り、これから、この運動公園というものは、議会とか、町民の理解得るのはですね、大変難しい、私は、そう思って、将来のことを考えながら質問をさせていただいてるわけです。

もう一つ、付け加えますとですね、町長、助役さん、御存知だと思っんですけども、私は平成4年に、とある国会議員の事務所を通じまして、この場所が変更され、将来変更したとき、建設省の補助金を返還する場合、どのようなペナルティーがあるのかと、平成4年に、国会議員を通して聞いてるんですよ、御存知でしょう。

もうここは、場所を変更するのは、私からすれば目に見えてる、ここまで考えて聞いてました。建設省から、私、尋ねてたんです、まあ、これは余談ですけどもね。

付け加えますけども、7番の、昭和61年度から今日までの、この計画に要した経費の総額をお伺いしたい。これは、町長は何回もおっしゃったといいますが、私どもも、何回も聞くのも心苦しいものですから、このところは、表にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

あと、これからのこともございますので、一言、ふれておきますけれども、審議会のあり方でございます。

町長さんは、今年に入ってから、議会での一般質問に関して、場所を断念せざるを得ないのではないかと、ということをおっしゃっています。記憶にございますよね。質問でおっしゃっています。

それから、用地買収に関してでございます。

以前、私の質問に対しまして、総て完成した暁に用地買収をしたいという、ご答弁をいただいております。それが、今年、用地買収が提案されました。全部完成しないんですねえ。町長の政策変更でございます。

しかし、私どもは、賛成しました。なぜかと申しますと、地権者のことを考えたからでございます。私たちは、政策的に考えれば、これ賛成できないんです。町長が、全部完成した暁に買収するというのがね、全部完成しない、先が、見通しがつかないまま、用地費を出したんです。本来であれば、これ、反対であります。

しかしながら、地権者のこと、又、町の施設が出来た部分については、買収するのが筋である。これは、当初から申しておりました。

それから、その買収費が否決された場合、新たな賃借料が生じる、これは、町にとってマイナスであります。私どもはこういうふうな、大所高所からですね、町のことを考えて、賛成すべきは賛成してきてるんですよ、ここは、町長、お認めいただきたい、いろんな批判もありますけども、お認めいただきたい。

そこで、町長としては、もう場所を変更せざるを得ないのではないかなあという、腹を固めつつ、この審議会を新たにつくって、諮問して答申をいただいて、場所を変更すると、この姿勢は、私、ちょっと、納得いかない、自らは、もう腹を決めてるじゃないですか、前から、審議会は継続的にありませんでした。2年もなかったんです。それを、今、この諮問をするために、急きょ、つくられて、今初めて、委員になった方もいます。そういう方々に、こんな大事な問題を審議させる事態、おかしいんです。そう思いませんか。先ほど、町長さんおっしゃいました、審議会が、町民参加の一つの方向としていいことだと、良く機能すればいいことなんです。

今後のこともございますから、一言ふれますけども、町長さんに、これ一度、私ども議会としてお願いしました。私どもがつくった構想でございます。

そこの中の一考察ですね、委員会及び審議会に対する考え方、良く機能すればいいことであるけども、行政責任を不明確にする危険を持つものといわねばならぬ、というのは執行機関の委員会、審議会の過度の依存が、そういう危険をもたらすと。

例えば、用地選定委員会から審議会まで、今日まで見てみますと、ある自治体が、病院つくる時は、最低、三つの方法つくりました。ここは、こういう部分で利してる、ここは、こういう部分で利する、ただ、ここは、マイナスなんだ、そういう部分を科学的にとらえて答申をして、最終決断は、行政長が行う、そして、議会に提案するという形でございます。

今回は、一か所に絞ってやられてる、じゃあ、具体的に、どういう議論がされたかと、私、昭和61年と平成2年の答申見てんです。これ、1枚きりないんですね、議事録もないんです。

私、当時の課長から伺いました。たった、これだけです。一部の反対はあったが、概ね妥当と思われる、たったこれだけなんです。

私は、こういう審議会はね、避けるべきではないかと、どういうふうな諮問をするかと、というのが一番重要だと思います。

どうか、これからも、そこのところは、審議会、委員会制度を良く活用していくためには、お考えをいただきたい。

今回は、町長が腹を決めておられるのであれば、決断をして、今まで審議に加わっていた方々に、心よりお詫びをして、お話を理解を求めるといのが筋ではなかったのでしょうかと、私は思っております。長くなりましたけど、ご答弁お願いします。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

桑原議員のご質問にお答えをいたします。通告制の中で時間がかかったというふうなことは、さきほど、申し上げたとおりであります。

又、見積書の提示というふうなこともありましたが、それにつきましても、後ほど、お出ししたいと、こう思います。又、決断先送りじゃなかったのかと、いうふうなことでありますが、重要なことでありましたが、良くいえば慎重、迷いつつ慎重にと、という言葉も当たるかも知れませんが、結果としては、うまく、順調にきてなかったというふうなことで、先ほど申し上げたとおりの答弁、こういうことになります。

いずれ、この用地買収につきましては、全会一致でお認めいただいたと、そのご配慮には、感謝を申し上げたい、こう思います。

あと一つは、審議会のあり方ということでのお話があったわけですが、いろんな考え方があるだろうと、こう思います。専門的な立場からと、一般論で、今申し上げます。一般論で申し上げますが、桑原議員のように、それこそ、技術的、技師、そして町の職員をおやりになったことがある等の方もおられるわけでありまして、又、これは、一般論で申し上げますから、専門的なお立場ということ等もある、地区的に詳しい方、人物というふうなこと等もありますから、それらのご意見を広く聴いて判断をしていくということは、必要なこと、大事なことだと、こう思っております。慎重にということと、反面、このスピードを求められるというふうなこと、これは、相反する部分もあるものでありますから、その辺のところは、難しいところもあるわけですが、いずれにしても様々の審議会なり、委員会のそれらのご意見を踏まえて、最終的には、責任者である町長が決めていくことだと、いうふうなことについては、全くその通りだと、ただ、せっかくの専門的なお立場、ご意見、地区的に詳しいんだというふうな、そういう、いろんなお立場の方、それらを行政に生かしていくということは、繰り返しになりますけれども、必要なことであるというふうに、認識しているところであります。

以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

（他議員の発言あり）

今のは、桑原議員の質問ですので慎んでください。

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。先ほどから申し上げますように、繰り返しになるわけですし、大変その点では恐縮するわけですが、決断が遅いんでないか、振り返ってみれば、結果として、先ほどからお話してありますように、そういうご批判も当然かなあと、思うわけですが、ただ放置しておいた、ということではないのでして、公園部分の工事については、年度ごとに進めてきたというふうに思っておりますけれども。

議長（荒道
鶴造君）

町長、質問に答えてない。桑原議員は、もう1回で終わりなんですよ。質問に答えてないから、町長が、答えるようにということで、私は許します。

町長（正部
家佑介君）

ハイ、この遺跡が出た、その後、要するに平成8年度まででしょうか、公園部分について、議会の、それこそ、予算を頂戴して、調査をしながら公園部分、整備を図ってきたということでありまして、平成4、5年から放置しておいたということではない。これについては、ですから、公園部分を、まず、つくって、そして、出来るだけ早く町民の憩いの場として、整備して、使っていただきたい、こういうことで公園部分を先行してやってきた、これは、もう、結果を見ていただければわかることでして。

（桑原議員より質問に答えてほしい旨の発言があった）

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

お答えになるかどうかであります。同じような繰り返しになって恐縮なんです、私も答弁に立つのに、ただ、そういうふうな、時間的なあれはあったということは、そのとおりですが、先ほど申し上げたように、重要な事業ですから、慎重にということは一つありますし、又、ある面では、どうしようかなと、迷った部分もないとはしない、こういうことな訳ですが、結果がこう出てますから、どういう評価ご批判が出ようが、これは、甘んじて受けざるを得ない、私は、そう思ってます。以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

（他議員の発言あり）静粛に。

（桑原議員より、質問と答弁が噛み合わない旨の発言あり）

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

契約という公的な契約でありますから、契約があれば、これは支払わざるを得ない。ということで、そういう意味で、決断が遅れた分、様々なことがあったろうと、こう言われますと、それは、甘んじて受けざるを得ない。こういうふう感じております。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

（他の議員の発言があり）

この際、暫時休憩いたします。開会時刻は、追って通知します。

（午後 3 時 3 5 分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4 時 5 0 分）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。開会時刻は、追ってお知らせします。

（休憩午後 4 時 5 1 分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 6 時 3 0 分）

先ほどの質問に対する答弁をいたさせます。

町長。

町長（正部
家佑介君）

それでは、答弁を申し上げますが、これまでの答弁の不十分さによりまして、大変時間をとらせたということでありまして、申しわけなく思います。

総合運動公園につきましては、当初、予定をしていた場所を、先ほどからの議論にありますように、正式に断念することといたします。

また、断念することによって、無駄になった予算もあるわけでありまして、運動公園を公約として進めてきたところではありますが、そのとおりにかななかったわけでありまして、議会に対しまして、又、町民の皆様にも、大変申し訳なく、お詫び申し上げます。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

11番、桑原一夫君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが会議規則第55条のただし書きにより、特に発言を許します。

11番（桑
原一夫君）

11番、桑原。ご答弁ありがとうございます。最初に、壇上で質問させていただいたように、この事業について、どのような事業であったかとい

うことを、きちっと総括することによって、また、今後新たにスタートすることになったわけですが、誤りのないように、また、議会、町民の理解を得られるように進めていくために、今回、町長さんの心情を表していただきましたことに、感謝を申し上げます。個々につきましては、まだ議論は噛み合わない点もありますけれども、今の町長さんのお言葉をもって、答弁として、私は納得いたします。以上、長時間、お時間をいただきましたことに感謝申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（荒道
鶴造君）

以上で、11番、桑原一夫君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

この際、日程第2、議案第1号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第3、議案第2号階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第2号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号 階上町職員の給与に関する条例及び階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議

題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町職員の給与に関する条例及び階上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号 階上町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号 平成11年度階上町一般会計補正予算の件を議

題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

15番、平戸茂雄君。

15番（平戸茂雄君）

ハイ、15番。説明書の中の20ページなんですけれども。

町制施行20周年記念事業検討委員会の報償金があるんですが、この計画とといいますか、どのようなイベントとか式典野内容を、もし、話し合っ
て計画が出来ておりましたら、その内容を、お知らせいただきたいと思
います。

それと、もう一か所、30ページの農業振興費の中の、わんぱく少年青
森米愛用促進事業費補助金6万円とありますが、この内容を、ご説明をお
願いします。以上です。

議長（荒道鶴造君）

企画課長、浜谷義勝君。

企画課長（浜谷義勝君）

それでは、20周年記念の新年度の事業が決定してるのであれば、その
中身ということでございますけども、最終決定は、してございませんけど
も、案としてはコンサートをやりたいというのが一つでございます。

それから、講演会をやりたいと、それから、もう一つは子ども議会をや
りたいと、それから、もう一つは、町内の小学生、それから田代小学校の
児童に、将来の階上像を描いた絵画を募集したいというのが、主たる行事
でございまして、その他に関連して、自転車競技大会、各種、いちご煮祭
り、臥牛祭等があるわけですけども、それに、20周年記念の冠をつけて
いただきたい、というのが一つでございます。それと、もう一つは、階上
町の写真展というふうなことで、明治以降、階上の歴史等写真で見れるよ
うなものを作りたいということで、今、現在検討してございまして、先般
課長会議等に諮っておる段階で、まだ、それらを経まして、最終決定をし
たいと、中身は、以上でございます。

議長（荒道鶴造君）

農林課長、高階繁雄君。

農林課長（高階繁雄君）

平戸議員のご質問にお答えいたします。

これは、平成10年から、平成14年度までの事業ということで、青森

米を、米を使った行事であるのであれば、補助金として県の方からストレートで、今回は6万円でしたけども、10万でも予算がある限りにおいては、出しますよということで、何とかこれを消化してくれませんか、ということで、今年、わが町にきたものですから、それではということで、本来であれば、学校行事等、キャンプ等であれば、それに使うことになるんですが、すでに事業ほとんどが終わってるものですから、今年については社教課の方で、オレンジボール卓球大会というものを、これから開くということでございますので、その昼食に、米を使用して、個人賞の優勝者に対して、米を副賞としてやるということで、1月30日に開催するというのでございましたので、その分について、私の方で、歳入6万円あるんですが、ストレートで6万円を、歳出でそちらへやりましょう、ということで、載せたものでございます。又、来年度も事業があるということでございますので、その点については、また、教育委員会等と相談しながら、学校の方に、米を使ったキャンプ等ある場合には、補助してやりたいということで考えてございます。以上でございます。

議長（荒道鶴造君）

15番、平戸茂雄君。

15番（平戸茂雄君）

町制施行20周年記念の事業なんですけども、コンサートとか、講演会あるいは、子ども議会というような、いろいろ考えてるようなんですけれども、予算的にはどのくらいかお聞きしたいと思います。

議長（荒道鶴造君）

企画課長、浜谷義勝君。

企画課長（浜谷義勝君）

先ほども、申し上げましたけども、まだ、最終決定にいたっておりませんけれども、検討委員会の方からのご要望で、積算したところ2,700万くらい必要だということで提案されたわけでございますけども、先ほど申しましたとおり、課長会等で、今検討してございまして、もっと削減して、経費の節減を図るべきではないのかと、いう等々の意見が出てございますので、今現在、それらについて、今後、経費のかからない方法で検討してまいりたい。

特に、検討委員会から出まして、金がかかりましたのは、一流の文化に接するものを進めるべきではないのか、という提案が出されたわけでございます。

それが、大体1,800万くらいかかるというふうなことでございましたけども、先ほどらい申し上げておりますとおり、庁内の会議で経費節減を図るべきだということで、今、その問題が、費用が一番かかるわけでございます。あとの部分については、それほどでないということで、今その辺につきまして、そのイベントの中身をどうするかというのを、今、検討中でございます。以上でございます。

議長（荒道
鶴造君）

15番、平戸茂雄君。

15番（平
戸茂雄君）

今、企画課長がおっしゃいました、答弁しました通りだと思います。

2,700万円もかけなくても、要するに、20周年は迎えられると思いますので、どうか、これほど経費かけなくてもいいと思いますので、なるべく抑えて、20周年記念をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑はありませんか。

3番、山田恵治君。

3番（山田
恵治君）

3番、山田です。14ページの一般管理費についてでございます。その中の区長報償金とございますが、区長には、報酬という名目で支払われておるものがありますが、それと、もう一つ、この報償費として、区長に支払われているものがある。この中身は、どういったものなのか、そして、また、この報償金というのは、いろいろな区長、区があるのに、平等に支払われているのか、どうか。こういうふうに、報償金と報酬と2本立ててでお支払いしてるということで、とらえていいものか、どうか、その辺をお聞きしたかったんですが、よろしく願いいたします。

議長（荒道
鶴造君）

総務課長、浜谷政己君。

総務課長（
浜谷政己君）

区長の報償金、それから地区行政推進報償金の違いということが、まず一点でございますが、区長報償金、これにつきましては、その行政区によ

りまして、世帯数がそれぞれ違うわけでございまして、その世帯数の違いによって、区長さん方が、大変な作業をなさっておるわけでございます。

そこで、150円掛ける世帯数という額で、報償金として支給しているものでございます。また、次の地区行政推進報償金でございますけれどもそれに伴って、区長さんの他に、様々の方々がお世話をしているわけでございます。中には、副区長さんをおいている地区もございまして、そういう所で、同じく150円掛ける世帯数で交付しているものでございます。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑はありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 平成11年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、日程第7、議案第6号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、日程第8、議案第7号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計国民健康保険特別会計直診勘定補正予算までの件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件から、議案第7号 平成11年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 平成11年度階上町漁業集落排水事業特別会計会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号 平成11年度階上町簡易水道事業特別会計補正予

算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号 土地の買入れについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 土地の買入れについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号 三戸郡福祉事務組合理約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第11号 三戸郡福祉事務組合理約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、意見書案第1号 行政サービス向上のため法務局の増員を求める意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております意見書案第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、これを可決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、これを可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

日程第14、階上町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思
います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

階上町選挙管理委員に濱久保銀蔵君、外城廣志君、森栄吉君、石川誠君
を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました濱久保銀蔵君、外城廣志君、
森栄吉君、石川誠君を階上町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議
ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました濱久保銀蔵君、外城廣志君、森栄吉
君、石川誠君が階上町選挙管理委員に当選されました。

次に補充員を指名いたします。

補充員には、1番、中屋敷正治君、2番、寅谷重雄君、3番、堀畑誠一
君、4番、中田正夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました1番、中屋敷正治君、2番、
寅谷重雄君、3番、堀畑誠一君、4番、中田正夫君を階上町選挙管理委員
補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番、中屋敷正治君、2番、寅谷重
雄君、3番、堀畑誠一君、4番、中田正夫君が階上町選挙管理委員補充員
に当選されました。

日程第15、閉会中における継続審査の件を議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下委員会において審査中の陳情第1号から第3号までの事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第39条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました件につき、委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。
町長。

町長（正部
家佑介君）

大変、長時間ご苦勞様でございました。閉会にあたりまして、一言お礼を兼ねましてごあいさつ申し上げます。

平成11年12月定例会、13日開会されたわであります。ご提案を申しあげました議案11件、全部原案のとおり議決をいただきました。また、一般質問でのご意見、ご提言、ご指摘をいただいたことなどにつきましても、十分に今後の行政に生かして行きたい、取り組んで行きたい、こう思っているところであります。年末を控えまして、寒さも一段と厳しくなるわけですが、来るべき2000年、良いお年をお迎えいただきたい、こう思います。また、新年におきまして、議員の皆様方のご健勝とご活躍をお祈りして、閉会にあたりましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。ご苦勞様です。

議長（荒道
鶴造君）

これにて、平成11年第10回階上町議会定例会を閉会いたします。
（閉会 午後7時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員